

土地改良事業関連予算の確保を求める意見書

土地改良事業は、国民の必要とする食糧を安定的に供給するための農業生産力を支えるとともに、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできないものである。

しかし、国においては、平成二十二年度農業農村整備事業予算は、前年度比六十三・一パーセント減少しており、新たに「農山漁村地域整備交付金」を新設しているが、本交付金の土地改良事業該当予算を加えてもなお、平成二十一年度予算に比して大幅な削減となっている。

このような土地改良事業関連予算の削減は、関連事業の完成の遅れや中止を招き、ひいては、地域の農業振興、集落機能の維持等に悪影響を及ぼすこととなり、関係農家に大きな不安を与えている。

農業農村の活性化は、生産基盤や定住環境の整備、地域の特性を生かした作物の振興等が総合的に実施されて初めてなされるものである。

よって、国会及び政府におかれては、土地改良事業の役割を十分考慮のうえ、平成二十三年度土地改良事業関連予算について、十分な額を確保するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 殿

参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 殿

内 閣 総 理 大 臣 菅 直 人 殿

財 務 大 臣 野 田 佳 彦 殿

農 林 水 産 大 臣 鹿 野 道 彦 殿